

「TAITO フューチャースクール」検討委員会設置要綱

令和6年4月19日

6台教指第220号

(設 置)

第1条 台東区立学校における個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、児童・生徒が持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育成することを目的として、「TAITOフューチャースクール(TArget Innovation TO the Future School)」検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 「令和の日本型学校教育」を実現するための学校教育及び教育環境に関すること
- (2) 校務の情報化等による学校の働き方改革の推進に関すること
- (3) その他必要な事項

(構 成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから台東区教育委員会が委嘱する者及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 学校の代表者 2名以内
- (3) 保護者の代表者 2名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が終了したときに満了するものとする。ただし、委員が任期中に辞任したとき又は欠けたときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招 集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第7条 会議は、公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（庶 務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会指導課教育改革係において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育委員会事務局次長
庶務課長
教育施設担当課長
学務課長
指導課長
教育改革担当課長